

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬は、支給しない。必要が生じた場合は、理事長がこれを定めることができる。

(費用弁償)

第3条 役員が職務のため出張した時は、費用弁償として別に定める「特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー旅費規程」に則り、交通費として支給する。

(補則)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事長がこれを定める。

附則

この規程は、平成29年 9月 1日に遡及して施行する。